

病院薬剤師に関連する改定に向けたこれまでの議論

8月6日の中央社会保険医療協議会総会において、入院・外来医療等の調査・評価分科会より診療報酬の次期改定に向けたこれまでの議論のとりまとめ※（中間とりまとめ）が示されました。

本号では、とりまとめた内容から医療機関に勤務する薬剤師に関連する項目を一部紹介します。

※ 入院・外来医療等の調査・評価分科会におけるこれまでの検討状況について 検討結果（中間とりまとめ）

Topic解説

中間とりまとめでは、これまでの議論に基づいた今後の検討の方向性の記述がございました。そのうち、特に薬剤師に関連する内容として、ひとつは『病棟における薬剤管理について』（①）、そして『ポリファーマシー対策・薬剤情報連携について』（②）です。

また、『病院薬剤師について』の記述もあり、病院薬剤師が不足している事や、（院内処方と院外処方との同一業務に対する報酬上の点数差が大きすぎるため）入院患者の調剤に対する評価を検討してはどうかとの意見の記載がございました。

①病棟における薬剤管理について

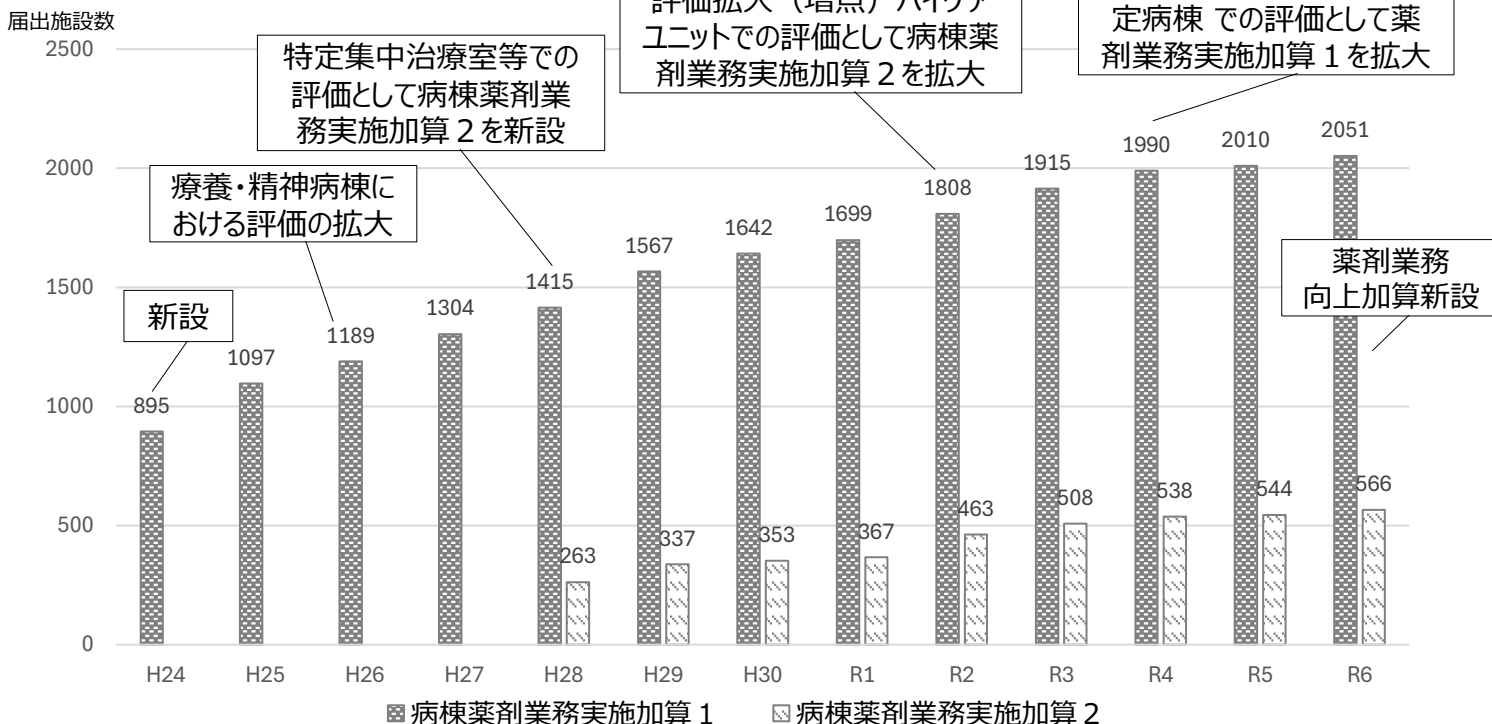
現状と課題

- 病棟薬剤業務実施加算の届出医療機関数は、平成24年度の加算新設以来、年々増加している。
- 病棟薬剤業務実施加算の算定状況によらず、薬剤師による介入が医師の負担軽減に寄与している。
- 令和6年度年に新設された薬剤業務向上加算について、算定医療機関数は今後増加の見込みであるが、地域の医療機関に出向できる薬剤師の確保が課題である。

今後の検討の方向性

病棟における薬剤師業務は、拡充してきているが、病院機能や規模、地域によっては必要な薬剤師数を十分に確保することができない現状について、病棟配置の効率化や薬剤師確保への取組について、令和7年度入院外来調査の結果等を踏まえ更に検討する。

病棟薬剤業務実施加算算定状況



②ポリファーマシー対策・薬剤情報連携について

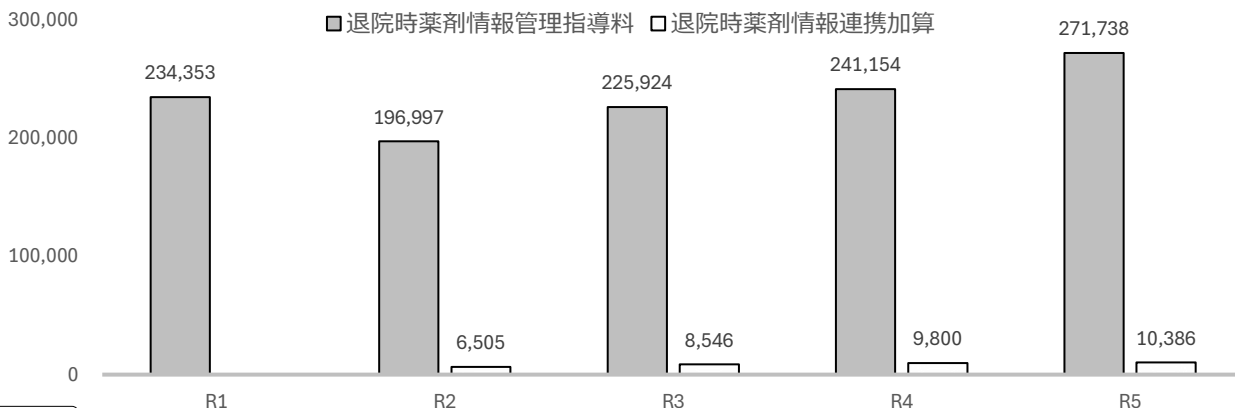
現状と課題

- 退院時の薬剤指導において、薬剤師が関与する施設の場合、退院処方薬のみならず、入院時持参薬なども含めた質の高い説明・指導を実施した割合が高くなる。しかし、保険薬局への薬剤情報連携は診療報酬上評価の対象となっているが、医療機関等に対して薬剤情報連携を実施しても、情報連携元である医療機関における、退院時薬剤情報管理指導料等の評価の対象となっていない。
- ポリファーマシー対策の診療報酬上の評価である「薬剤総合評価調整加算」「薬剤調整加算」については、「薬剤総合評価調整加算」は算定医療機関が病院全体の16.7%、「薬剤調整加算」は算定回数が全国で月当たり 3,000 件以下である。
- 「（認知症）地域包括診療料・加算」における「薬剤適正使用連携加算」は、地域包括診療料・加算等の算定患者が入院・入所した場合に、入院・入所先の医療機関等と医薬品の適正使用に係る連携を行った場合の評価であり、令和6年8月における算定回数は、13件であった。
- 病院におけるポリファーマシー対策については、他職種から病院薬剤師に対する期待が大きい反面、急性期では在院日数が短く十分な介入ができないこと、また、人手不足で、対象患者の抽出や、検討する時間を確保できないことなどから、病院薬剤師が十分に取組めない場合が多い。

今後の検討の方向性

ポリファーマシーの対策の推進に向けて、医療機関に対し、薬局と連携した取組の状況等に関する令和7年度入院外来調査の結果を踏まえ、必要な対策を更に検討する。

退院時の薬剤に関する情報提供の実施状況



参考

①退院時薬剤情報管理指導料（90点・退院時1回）

- ア. 患者の入院時に、必要に応じ保険薬局に照会するなどして薬剤服用歴や患者が持参した医薬品等を確認する。
- イ. 患者の退院に際して、当該患者又はその家族等に、退院後の薬剤の服用等に関する必要な指導を行う。
- ウ. 退院後の療養を担う保険薬局等で必要な服薬の状況及び投薬上の工夫に関する情報について、手帳に記載する。

②退院時薬剤情報連携加算（60点・退院時1回）

- ア. 入院前の内服薬の変更又は中止した患者について、保険薬局に対して文書により当該患者の状況を情報提供する。
- イ. 保険薬局への情報提供に当たっては、「薬剤管理サマリー」（日本病院薬剤師会）等の様式を参照して情報提供文書を作成する。

参考：厚生労働省_中央社会保険医療協議会（2025/08/06）総-1、総-1参考3、総-1参考4をもとに作成 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60772.html